

県南広域振興局長告示第162号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成25年10月29日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 (1) 名称 鉛温泉スキー場特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 花巻市地内の鉛温泉スキー場用地一円の区域
- (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 花巻市胡四王山特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 花巻市地内の国道283号と高松川左岸との交点を起点とし、起点から国道283号を西に進み市道安野・槻ノ木線との交点に至り、同点から同市道を北に進み更に北西に進み市道槻ノ木西中央線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道槻ノ木・小林線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み北上川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に向かって進みJR釜石線との交点に至り、同点から同JR線に沿って東に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南に進み幸田川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に向かって進み高松川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に向かって進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 花巻市内川目特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 花巻市大迫町地内の市道黒沢矢柄線と林道向村線との交点を起点とし、起点から市道黒沢矢柄線を南東に進み市道田面木線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道向村5号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み農地と民有林39林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み農地と民有林81林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み農地と民有林82林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道小又川1号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み小又川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に向かって進み農地と民有林105林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み小付内川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に向かって進み稗貫川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に向かって進み黒沢川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に向かって進み林道向村線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4 (1) 名称 花巻市大迫特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 花巻市大迫町地内の国道396号と市道野田中央2号幹線との交点を起点とし、起点から国道396号を南東に進み市道大迫1号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道熊の上線との交点に至り、同点から同市道を北に進み農地と民有林23林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道田面木線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道鳥長根幹線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み主要地方道盛岡大迫東和線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み国道396号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み農地と民有林115林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道下中居21号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道堅沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み国道396号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道仲町西部線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道向山根線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに北西に進み農地と民有林25林班、165林班及び大迫県行造林25林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み市道向山根線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道亀ヶ森1号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み一般県道羽黒堂二枚橋線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み農地と民有林11林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有林7林班と民有林11林班の境

界との交点に至り、同点から同境界を北に進み一般県道石鳥谷大迫線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み市道上の山中央幹線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み農道亀ヶ森3号線との交点に至り、同点から同農道を北東に進み市道赤井森線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道野田中央2号幹線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 北上市鬼柳特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 北上市内の市道第1063095号線と農道宿坂線との交点を起点とし、起点から市道第1063095号線を南西に進み市道第1063024号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み北上市法定外道路との交点に至り、同点から同法定外道路を北東に進み北上市上鬼柳と北上市鬼柳町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道第1063023号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み農道宿坂線との交点に至り、同点から同農道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器